

	<h1>鳥取県公報</h1>	平成27年11月4日（水） 第 8 7 4 7 号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	指定自立支援医療機関の指定（713）（障がい福祉課）・・・・・・・・・・ 2
	遊漁規則の変更の認可（714）（水産課）・・・・・・・・・・ 2
	急傾斜地崩壊危険区域の指定（715）（治山砂防課）・・・・・・・・・・ 3
	保安林の指定の解除予定（2件）（716・717）（森林づくり推進課）・・・・・・・・ 4
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請（718）（西部総合事務所地域振興局）・・・・ 4
	土地改良区の役員の就退任（719）（西部総合事務所農林局）・・・・・・・・ 5
◇ 公 告	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催（警察本部生活安全課）・・・・・・・・ 6
	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催（〃）・・・・・・・・ 7

告 示

鳥取県告示第713号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

平成27年11月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名 又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
株式会社エスマイル	広島県広島市西区 商工センター六丁目1-11	かじか調剤薬局	東伯郡三朝町山田 683-1	育成医療、更生医療、精神通院医療	平成27年6月1日
株式会社ツルハグループ ドラッグ&ファーマシー 西日本	広島県広島市中区 八丁堀11-8	ウェルネス薬局 角盤店	米子市角盤町三丁目 84	"	平成27年8月16日
"	"	ウェルネス薬局 東福原店	米子市東福原一丁目 6-16	"	"
"	"	ウェルネス薬局 両三柳店	米子市両三柳2126-2	"	"
"	"	ウェルネス薬局 境港店	境港市蓮池町92-1	"	"
株式会社ミルキーファーマシー	兵庫県神戸市東灘区 本山南町二丁目13-1	イヨウ薬局福市店	米子市福市1668-2	"	平成27年9月1日

鳥取県告示第714号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定に基づき、遊漁規則の変更の認可をしたので、同条第7項の規定により、次のとおり告示する。

平成27年11月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 漁業権者の名称及び住所
千代川漁業協同組合
鳥取市河原町長瀬34-5
- 2 漁業権の免許番号
共同漁業権内共第1号
- 3 認可に係る改正の内容

平成25年鳥取県告示第667号（遊漁規則の認可について）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
1 (1)・(2) 略 (3) 遊漁規則の内容 ア・イ 略	1 (1)・(2) 略 (3) 遊漁規則の内容 ア・イ 略

<p>ウ 漁具又は漁法等の制限法 (ア)・(イ) 略 (ウ) 次の表に掲げる区域内（以下 1 において「友釣専用区」という。）においては、6 月 1 日（c 及び d の区域においては、6 月 15 日）から 7 月 31 日までの期間内は、あゆを対象とする遊漁をさお釣り（友釣り又は毛針釣りに限る。友釣りルアーは除く。）以外の漁法により行ってはならない。</p> <table border="1"> <tr><th colspan="2">略</th></tr> <tr> <td>c</td> <td>八頭郡若桜町大字若桜の屋堂羅橋下流端から 600 メートル下流の同町大字若桜の権現水路堰上流端までの区域</td> </tr> <tr> <td>d</td> <td>八頭郡智頭町大字南方の南方橋下流端から 1,600 メートル下流の同町大字智頭の備前橋上流端までの区域</td> </tr> </table> <p>エ～サ 略 (4) 略</p>	略		c	八頭郡若桜町大字若桜の屋堂羅橋下流端から 600 メートル下流の同町大字若桜の権現水路堰上流端までの区域	d	八頭郡智頭町大字南方の南方橋下流端から 1,600 メートル下流の同町大字智頭の備前橋上流端までの区域	<p>ウ 漁具又は漁法等の制限 (ア)・(イ) 略 (ウ) 次の表に掲げる区域内（以下 1 において「友釣専用区」という。）においては、6 月 1 日（c の区域においては、6 月 15 日）から 7 月 31 日までの期間内は、あゆを対象とする遊漁をさお釣り（友釣り又は毛針釣りに限る。友釣りルアーは除く。）以外の漁法により行ってはならない。</p> <table border="1"> <tr><th colspan="2">略</th></tr> <tr> <td>c</td> <td>八頭郡若桜町大字若桜の屋堂羅橋下流端から 600 メートル下流の同町大字若桜の権現水路堰上流端までの区域</td> </tr> </table> <p>エ～サ 略 (4) 略</p>	略		c	八頭郡若桜町大字若桜の屋堂羅橋下流端から 600 メートル下流の同町大字若桜の権現水路堰上流端までの区域
略											
c	八頭郡若桜町大字若桜の屋堂羅橋下流端から 600 メートル下流の同町大字若桜の権現水路堰上流端までの区域										
d	八頭郡智頭町大字南方の南方橋下流端から 1,600 メートル下流の同町大字智頭の備前橋上流端までの区域										
略											
c	八頭郡若桜町大字若桜の屋堂羅橋下流端から 600 メートル下流の同町大字若桜の権現水路堰上流端までの区域										

4 改正後の遊漁規則の施行の日
平成 28 年 2 月 1 日

鳥取県告示第 715 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び鳥取県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成 27 年 11 月 4 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 名称

高山地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1 号から標柱 10 号までを順次に直線で結んだ線及び標柱 1 号と標柱 10 号を結んだ直線に囲まれた区域（平成 17 年鳥取県告示第 346 号（急傾斜地崩壊危険区域の指定について）で指定した区域を除く）

土 地	標 柱
鳥取市佐治町高山字屋敷後田 72-2	1 号
鳥取市佐治町高山字屋敷後田 75	2 号
鳥取市佐治町高山字屋敷後田 84	3 号
鳥取市佐治町高山字上地屋敷 139-3	4 号
鳥取市佐治町高山字上地屋敷 141-1	5 号
鳥取市佐治町高山字上地屋敷 144	6 号
鳥取市佐治町高山字上地屋敷 146	7 号
鳥取市佐治町高山字上地屋敷 148	8 号

鳥取市佐治町高山字上地屋敷149-1 9号
鳥取市佐治町高山字屋敷後田73-1 10号

鳥取県告示第716号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成27年11月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
米子市大篠津町字安田384の15・字東ノ二721の37・721の38(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第717号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成27年11月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
米子市大篠津町字安田384の15・字東ノ二721の37(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 解除の理由
道路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第718号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成27年12月16日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成27年11月4日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

- 1 申請のあった年月日
平成27年10月16日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人鳥取県定期借地借家権推進機構
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
松田 成哉
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

米子市観音寺新町四丁目7-2

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、定期借地借家に関する事業を行うことにより、その普及を促進し、土地の有効利用、良質な住宅の供給を通じ、住環境の整った街づくりを行い、もって多くの公益に貢献することを目的とする。

鳥取県告示第719号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり淀江宇田川地区土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成27年11月4日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

退任した役員の氏名及び住所

理 事	生 田 治 美	米子市淀江町淀江967-1
〃	亀 山 康 夫	米子市淀江町淀江907
〃	森 田 弘 志	米子市淀江町淀江729
〃	田 中 正 夫	米子市淀江町淀江798
〃	吹 野 新	米子市淀江町淀江797-1
〃	武 田 光 央	米子市淀江町淀江649
〃	安 藤 浩	米子市淀江町淀江255
〃	吹 野 文 彦	米子市淀江町西原512
〃	関 本 攻	米子市淀江町西原580
〃	池 口 稔	米子市淀江町西原729
〃	山 根 正 幸	米子市淀江町福岡235
〃	渡 邊 柁 城	米子市淀江町福岡1040
〃	野 津 道 通	米子市淀江町稲吉118
〃	山 根 哲 朗	米子市淀江町稲吉88
〃	森 田 一 男	米子市淀江町高井谷29
〃	森 田 鴻 吉	米子市淀江町中西尾225
〃	前森田 徳 茂	米子市淀江町中西尾121
〃	田 中 悦 夫	米子市淀江町平岡18
〃	藤 本 昌 弘	米子市淀江町西尾原139
〃	柿 原 力 男	米子市淀江町富繁9
監 事	野 島 啓 次	米子市淀江町淀江474-5
〃	田 原 寛 美	米子市淀江町西原731
〃	森 田 貞 夫	米子市淀江町高井谷43-1

平成27年10月19日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	松 田 治 生	米子市淀江町淀江952-1
〃	亀 山 康 夫	米子市淀江町淀江907
〃	林 原 義 男	米子市淀江町淀江725
〃	渡 瀬 恒 昭	米子市淀江町淀江805
〃	吹 野 順	米子市尾高781-139
〃	武 田 光 央	米子市淀江町淀江649
〃	安 藤 浩	米子市淀江町淀江255
〃	吹 野 文 彦	米子市淀江町西原512

〃	関 本 攻	米子市淀江町西原580
〃	池 口 稔	米子市淀江町西原729
〃	田 牧 伸 人	米子市淀江町福岡294
〃	渡 邊 柁 城	米子市淀江町福岡1040
〃	綾 木 敦 郎	米子市淀江町稲吉196
〃	山 根 茂 樹	米子市淀江町稲吉137
〃	谷 野 吉 彦	米子市淀江町高井谷194
〃	森 田 薫	米子市淀江町中西尾97
〃	森 田 博 文	米子市淀江町中西尾245
〃	田 中 悦 夫	米子市淀江町平岡18
〃	藤 本 昌 弘	米子市淀江町西尾原139
〃	柿 原 力 男	米子市淀江町富繁9
監 事	陶 山 登	米子市淀江町淀江220
〃	田 原 寛 美	米子市淀江町西原731
〃	田 中 正 範	米子市淀江町福頼298

平成27年10月20日就任 任期4年

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成27年11月4日

鳥取県公安委員会委員長 増 谷 立 夫

1 講習の種別及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号又は3号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区 分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習		平成27年12月4日 午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎4階 第33会議室	鳥取、郡家及び智頭の各警察署の管内に居住する者
		平成27年12月10日 午後1時30分から 午後4時30分まで	米子市上福原1266-4 鳥取県米子警察署	八橋、米子、境港及び黒坂の各警察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 3時間
- (2) 講習課目
 - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
 - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 3,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印鑑

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

平成27年11月4日

鳥取県公安委員会委員長 増 谷 立 夫

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

2 開催の日時、場所等

(1) 散弾銃を使用して行う技能講習

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成27年12月6日 午前9時から午前 11時20分まで	倉吉市葵町690-1 倉吉市営射撃場	トラップ射撃	7 ¹ / ₂ 号の散弾	6人

(2) 散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口徑ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成27年12月8日 午前10時から午後 3時まで	岡山県岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場	大口徑ライフル銃 等射撃	大口徑ライフル銃等に適合する実包	6人

3 講習課目

(1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

(2) 猟銃の射撃

- ア 散弾銃による場合にあつては、飛しょうする標的に対する射撃
- イ 散弾銃以外の猟銃による場合にあつては、固定されている標的に対する射撃

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 12,300円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

6 携行品

(1) 技能講習に対応した銃砲及び実包

(2) 猟銃・空気銃所持許可証

(3) 技能講習通知書

7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。